

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

兵庫県福祉部障害福祉課長

【重要】兵庫県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実績報告について

平素より本県障害福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、貴職から申請のあった標記の交付金について、実績報告の手続を下記のとおりご案内しますので、対応に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

<提出期日> 令和6年10月25日（金）

- 申請ごとに実績報告が必要となります。期限までに実績報告書の提出がない場合は、支払済交付金の全額返還を求める場合がございます。
- 実績報告書の提出に際し、補助要件を満たさない場合（賃金改善実績額が交付金額に満たない場合、ベースアップ等による賃金改善が賃金改善総額の3分の2の額に満たない場合等）は、県に所定の金額を返還していただく必要があります。
- 2～5月サービス提供分の過誤調整がある場合、申請（計画書）単位での過誤調整総額がプラスの場合は追加交付（10月下旬頃）、マイナスの場合は返還（納付書を別途送付）対応となります。実績報告書においては、当該過誤調整分を反映した金額にて記載願います。

【様式・提出方法 等】

以下の県ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/05syoguurinzitoreikouhukinn.html>

【お問い合わせ】

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 兵庫県コールセンター
電話：050-2030-2627（平日午前9時～午後5時）